

第 5 章

インドネシアの小規模工業政策

はじめに

インドネシアの小規模工業は、企業数、就業者数で工業部門の約8割を占めており、インドネシア経済の最も重要な課題である「雇用」の創出面で大きな役割を果たしている。また、全国に拡散していることから地方開発に果たす役割も期待され、近年は、工業製品輸出の約3割を小規模工業製品が占めるなど非石油輸出面でも重要となっている。

しかし、一方で、1事業所当りの就業者数は平均3人と零細性が著しく、経営、生産技術面で大中工業との格差が著しい。

インドネシア政府は1978年に小規模工業総局を工業省内に設置し、小規模工業政策に力を入れている。本章では、まず、小規模工業の国民経済における地位とその変化を概観し、小規模工業政策の推移と現行の小規模工業政策について検討した上で、「養父制度」について検討する。

1. 小規模工業の地位——現状と問題点

(1) 小規模工業の地位の変化

1974および75年度に実施された経済センサスおよび86年に実施された経済センサスの結果により、小規模工業のインドネシア経済における地位とその変化をみる。

第1表 小規模工業（企業）の定義

		中央統計局	工業省 (製造業の定義)	バンクインドネシア (中小企業金融の 対象企業)	投資調整庁
従業員規模	家内工業	4人以下			
	小工業	5人～19人			
	中工業	20人～99人			
	大工業	100人以上			
資本金規模	小企業		次の4条件をみたす 1.総資産が1億ルピア以下 2.機械、機器の投資額が7000万ルピア以下 3.従業員1人以下の投資額が62万5000ルピア以下 4.所有者がインドネシア国民(Warga Negara Indonesia)であること	総資産が6億ルピア以下で1社当りの貸出額が2億ルピア以下	次の2条件をみたす 1.機械・機器建物(土地は除く)の投資額が2億ルピア以下 2.所有者がインドネシア国民のみであること
	中企業				
	大企業				

(出所) 日本貿易振興会「インドネシアにおける中小企業の育成策」, 1982年を一部修正。

第1表に示すように、インドネシアでは、中小企業の定義が中央統計局、工業省、インドネシア銀行により異なっている。経済センサスは中央統計局が実施しており、本節では、小規模工業という場合、中央統計局の定義による小工業と家内工業を指すこととする。

① 企業数

1974/75年の小工業の企業数は4万8186社、家内工業は123万4511社だったが、86年には、小工業が9万4534社に、家内工業が140万122社に増大している(第2表)。工業部門の企業数に占める比率は74/75年は家内工業が95.7%と圧倒的に多く、小工業が3.7%、大中工業は0.5%にすぎない。

ただし、1974/75年の統計局発表の家内工業の企業数は過大とみられ、三平則夫氏は74/75年の家内工業を78万1309社、企業数の合計を83万6586社に推計、修正している⁽¹⁾。この修正数値に従うと、構成比は大中工業が0.8%、小工業が5.8%、家内工業が93.4%となる。

1986年は大中工業が1万2909社であり、構成比は大中工業が0.9%、小工業が6.3%、家内工業が92.8%となる。74/75年の年平均増加率は大中工業

第2表 企業数

	1974 / 75		1986	
	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
大中工業	7,091	0.5 (0.8)	12,909	0.9
小工業	48,186	3.7 (5.8)	94,534	6.3
家内工業	1,234,511 (781,309)	95.7 (93.4)	1,400,122	92.8
合計	1,289,788 (836,586)	100.0	1,507,565	100.0

(出所) 1974/75年は、三平則夫「インドネシアの中小企業」(「発展途上国中小企業研究報告書」第1分冊、アジア経済研究所、1986年)、166～175ページ。1986年は、Biro Pusat Statistik, *Statistik Industri Besar dan Sedang*, 1986, 1987 および Biro Pusat Statistik, *Statistik Industri Kecil* 1986, 1987。

が5.1%，小工業が6.3%，家内工業は1.2%，修正値に従うと5.5%である。

② 就業者数

1974/75年の小工業の就業者数34万3321人，家内工業は389万9856人と
なっている。大中工業は66万1704人で，構成比は，大中工業が13.5%，小工
業が7.0%，家内工業が79.5%となっている。1企業当りの就業者数は，大
中工業が93.3人，小工業が7.1人，家内工業が3.2人となっており，小工業は
中央統計局の定義5～19人の下限に近い数値である。

就業者数についても，1974/75年の中央統計局発表の家内工業の数値は過
大とみられ，三平則夫氏は，家内工業を259万2562人，合計359万7497人に推
計，修正している⁽²⁾。この修正値に従うと，構成比は小工業が9.5%，家内工
業が72.1%，大中工業が18.3%となり，家内工業の割合が減少する。

1986年の就業者数は小工業が74万人3900人，家内工業は286万9500人，大
中工業が170万400人となっており，大中工業と小工業の増加が顕著である。
構成比も大中工業が31.9%に，小工業も14.0%に増大しているが，家内工業
は54.1%に低下している。74/75年から86年まで年平均増加率をみると，大
中工業は8.1%，小工業は7.3%で増加しているが，家内工業は2.7%の減少

第3表 就業者数

(単位：1,000人)

	1974 / 75		1986
	企業数	構成比 (%)	
大中工業	661.7	13.5 (18.3)	1,700.4 (31.9%)
小工業	343.2	7.0 (9.5)	743.9 (14.0%)
家内工業	3,899.9 (2,592.6)*	79.5 (72.1)	2,869.5 (54.1%)
合計	4,904.8 (3,597.5)*	100.0	5,313.8

(注) *三平則夫(1986)は家内工業を2,592,562人，合計を
3,597,497人に修正している。

(出所)第2表に同じ。

であり、推計、修正値を使うと0.9%の増加となる。

1986年の1企業当りの就業者数は、大中工業が130.5人、小工業は7.9人と若干増加、家内工業は2.0人と減少しており、零細化が進んでいる。

③ 付加価値生産額

国内総生産に占める工業部門の比率は1974/75年の8.2%から86年には13.3%に上昇している。国内総生産に占める小工業の比率は74/75年の0.5%から86年は0.8%に、家内工業は0.8%から1.3%に増大しているが、大中工業は8.7%に2.4倍の増加となっている。工業部門内の構成比をみると、大中工業が74/75年の74.1%から86年には80.8%に増加しているのに対し、小工業は10.1%から7.3%に、家内工業は15.9%から11.9%に低下している。

第4表 付加価値生産額からみた小規模工業、家内工業の地位
(1983年価格)

(単位：10億ルピア、カッコ内%)

	1974/75	1986	年平均成長率(%)
国内総生産	41,339.5	80,120.0	6.2
工業部門	3,387.9 (8.2)	10,678.2 (13.3)	11.0
大中工業	1,506.5 (3.6)	7,026.8 (8.7)	15.0
小工業	206.3 (0.5)	635.5 (0.8)	10.8
家内工業	320.9 (0.8)	1,032.4 (1.3)	11.2

(注) 工業部門の合計には、石油精製、および天然ガス液化業、その他の一部の国営企業が含まれているが、これらは大中小、家内工業の中には計上されていないので合計額が一致しない。

(出所) 第2表に同じ。

第5表 工業部門における企業規模別にみた
付加価値生産額の割合

(%)

	1974/75	1986
大中工業	74.1	80.8
小工業	10.1	7.3
家内工業	15.8	11.9

(出所) 第2表に同じ。

第6表 1企業当り、就業者1人当りの付加価値生産額

	1974/75		1986	
	企業当りの 付加価値生産額 (100万ルピア)	就業者当りの 付加価値生産額 (1,000ルピア)	企業当りの 付加価値生産額 (100万ルピア)	就業者当りの 付加価値生産額 (1,000ルピア)
大中工業	212.4	227.7	544.3	4,132
小工業	4.3	601	6.7	854
家内工業	0.3	82	0.7	359

(出所) 第2表に同じ。

企業当り、就業者当りの付加価値生産額をみると、第6表のとおり、大中工業と小工業、家内工業の格差が著しい。1974/75年から86年までの約10年間に、最も発展したのは大中工業で、企業数、就業者数付加価値生産額のいずれの指標をみても明白である。

1982年以降86年までは、石油価格の低下を主因とする経済不況の中で近代工業部門は不況に苦しんだが、第2次5カ年計画(1974/75~78/79年)、第3次5カ年計画(1979/80~83/84年)において大企業が主となっているセメント・ガラスなど基礎化学工業、鉄鋼など基礎金属工業、オートバイ・自動車など機械工業が成長したことがその要因である。

また、就業者数では大中工業の比率が増大してきているが、依然として小工業、家内工業の比率が大きく、雇用面では小規模工業が大きな役割を果たしている。

④ 業種別動向

小工業、家内工業の1974/75年の就業者数を業種別にみると、飲食品・タバコが構成比36.6%、木材製品が39.3%を占め2大業種となっている。木材製品は就業者数が約100万人過大となっているとみられているが、これを修正してもやはり飲食品・タバコと木材製品が2大業種である。これに続いて、繊維・皮革製品が11.7%、窯業・土石製品が7.3%となっている。

1986年も、飲食品・タバコと木材製品が2大業種であり、構成比は36.1%、

第7表 小規模工業、家内工業の就業者数の業種別構成

	1974 / 75		1986	
	(1,000人)	(%)	(1,000人)	(%)
飲食品・タバコ	1,552.4	36.6	1,256.5	36.1
繊維・皮革品	490.5	11.7	371.7	10.7
木材製品	1,685.7	39.3	911.5	26.2
製紙・印刷・出版	17.5	0.4	36.4	1.0
化学品・ゴム製品	33.4	0.8	41.0	1.2
窯業・土石製品	310.1	7.3	354.9	10.2
金属製品・機械類	77.9	1.8	118.2	3.4
その他	75.6	1.8	394.3	11.3
計	4,243.1	100.0	3,484.4	100.0

(出所) 第2表に同じ。

第8表 小工業、家内工業の付加価値生産額の業種別構成

(単位：10億ルピア)

	1974 / 75		1986	
	付加価値額	(%)	付加価値額	(%)
飲食品・タバコ	244.9	46.5	538.3	32.3
繊維・皮革品	51.7	9.8	190.7	11.4
木材製品	112.6	21.4	278.3	16.7
製紙・印刷・出版	8.5	1.6	50.1	3.0
化学品・ゴム製品	17.4	3.3	49.5	2.9
窯業・土石製品	54.6	10.4	162.6	9.7
金属製品・機械類	26.6	5.0	85.0	5.1
その他	10.8	2.1	313.4	18.9
計	527.2	100.0	1,667.9	100.0

(出所) 第2表に同じ。

26.2%となっている。74/75年に比べ構成比が大幅に増大したのは、その他で1.8%から11.3%となっている。

付加価値生産額では、1974/75年は飲食品・タバコが46.5%と圧倒的に大きく、続いて木材製品が21.4%を占めている。86年になると、飲食品・タバコと木材製品の比率が32.3%と16.7%に低下し、その他が74/75年の2.1%から18.9%に著増している。

第9表 業種別にみた就業者当りの付加価値生産額
(単位：1,000 ルピア)

	1974/75	1986
飲食品・タバコ	157	428
繊維・皮革品	105	513
木材製品	67	305
製紙・印刷・出版	485	1,376
化学品・ゴム製品	520	1,207
窯業・土石製品	176	458
金属製品・機械類	341	719
その他	142	794
全業種	124	478

(出所) 第2表に同じ。

就業者1人当りの付加価値額をみると、木材製品、飲食品・タバコ、窯業・土石製品、繊維・皮革製品が低生産性業種、製紙・印刷・出版、化学品・ゴム製品の生産性の高い業種に分かれ、その中間に金属製品・機械類、その他が位置している。就業者当りの付加価値額の高い製紙・印刷・出版、化学品・ゴム製品は就業者数では1986年でそれぞれ1.0%、1.2%を占めるにすぎない。小規模工業は、1人当り付加価値生産額の小さな飲食品・タバコ、木材製品、窯業・土石製品が大きな割合を占めているのである。

1974/75年から86年までの企業数、就業者数の年平均増加率をみると、その他が最も高く、企業数が21.2%、就業者数が14.8%となっている。続いて製紙・印刷・出版が、企業数が9.2%、就業者数が6.3%増、金属製品・機械類が同じく6.9%、3.5%となっている。家内工業を含む小規模工業全体では企業数は1.4%、就業者数は74/75年の数値が過大なためマイナス1.6%と減少している。

第10表 小規模工業、家内工業の業種別にみた企業数、
就業者数の年平均増加率（1974/75～86年）
(%)

	企業数	就業者数
飲食品・タバコ	0.5	-0.1
繊維・皮革品	1.1	-2.3
木材製品	1.0	-5.0
製紙・印刷・出版	9.2	6.3
化学品・ゴム製品	3.7	1.7
窯業・土石製品	1.2	1.1
金属製品・機械類	6.9	3.5
その他	21.2	14.8
計	1.4	-1.6

(出所) 第2表に同じ。

第11表 ハンディクラフトの輸出額

(単位：1,000万ドル)

	1986	1987	1988
食料品	9,787	15,352	100,942
衣料品・皮革製品	180,320	188,093	254,411
化学品・建築材料	38,386	58,510	96,801
ハンディクラフト一般	93,622	353,449	563,843
合計	322,115	615,404	1,015,997

(出所) Departemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil, Laporan Kegiatan Direktorat Jenderal Industri Kecil, Tahun 1987/88*, 1989およびDepartemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil, Rencana Pembangunan Lima Tahun Kelompok Industri Kecil*, 1989.

(2) 小規模工業の現状と問題点

次に、工業省小規模工業総局のデータにより、工業省の定義に基づいた小規模工業の現状と問題点を概観する⁽³⁾。

① 企業数

企業数は1984年の157万744社から87年に174万2740社、88年には177万4008

第12表 小規模工業企業数の推移

(単位：企業)

地 域	1984	1985	1986	1987
スマトラ	133,270	144,655	149,763	155,562
ジャワ	1,202,194	1,252,781	1,278,134	1,288,644
西ジャワ	136,575	158,548	164,962	166,683
中ジャワ	569,900	579,530	586,311	590,415
東ジャワ	418,099	431,139	441,741	444,806
カリマンタン	54,606	69,797	77,077	82,786
ヌサトゥンガラ	104,135	112,874	117,843	120,426
スラベシ	71,713	78,168	83,983	88,097
マルク、イリヤンジャヤ	4,826	6,540	7,020	7,225
合 計	1,570,744	1,664,815	1,713,820	1,742,740

(注) ジョクの合計には、ジャカルタおよびジョクジャカルタの両特別区が含まれている。以下、第14表まで同じ。

(出所) 第11表に同じ。

社に増大している。87年の企業数を地域別にみると、ジャワが128万8644企業で全国の73.9%を占めている。特に多いのは中ジャワで59万415社で全国の33.8%を占め、東ジャワが44万4806企業で25.5%となっている。西ジャワは16万6683社で全国の9.6%だが、他の外島よりも多い。ジャワ以外では、スマトラが15万5562社で8.9%、カリマンタンで8万2786社で4.8%、バリを含むヌサトゥンガラが12万426社で6.9%、スラベシが8万8097社で5.1%となっている。

企業数を業種別にみると、飲食品・タバコが55万8765社で最も多く、全体の32.1%を占めている。続いて、木製品が51万4692企業で同じく29.5%となっており、飲食品・タバコ、木製品がやはり2大業種である。以下、繊維・皮革製品が24万1785企業で13.8%、窯業・土石製品が22万474社で12.7%、サービスが6万8964社で4.0%、機械類が5万9603社で3.4%となっている。企業数が少ないのは金属で1213社、製紙・印刷・出版が5472社である。

② 就業者数

第13表 就業者数の推移

(単位：人)

地 域	1984	1985	1986	1987
スマトラ	379,213	436,674	467,121	480,310
ジャワ	3,709,960	4,104,121	4,188,189	4,227,369
西ジャワ	619,027	734,957	757,807	766,652
中ジャワ	1,734,081	1,958,084	1,977,454	1,991,296
東ジャワ	1,117,155	1,153,274	1,183,962	1,192,250
カリマンタン	136,132	174,638	193,597	210,775
ヌサトゥンガラ	267,696	300,227	322,423	329,733
スラベシ	185,232	210,664	227,884	239,842
マルク、イリヤンジャヤ	23,834	32,700	34,122	34,831
合 計	4,702,067	5,259,024	5,433,336	5,522,860

(出所) 第11表に同じ。

就業者数は1984年の470万2067人から87年に552万2860人、88年には550万7204人に増加している。87年の就業者数を地域別にみると、ジャワが422万7369人で76.5%を占めている。ジャワの中では中ジャワが199万1296人で全国の36.1%を占め、東ジャワが119万2250人で21.6%を占めている。西ジャワは76万6652人で構成比は13.9%である。外領では、スマトラが48万310人で8.7%、スラベシが4.3%、カリマンタンが3.8%である。

業種別にみると、飲食品・タバコが177万2266人で32.1%を占め最大である。続いて、木材製品が24.3%となっており、以下、繊維・皮革製品が87万317人で15.8%、窯業・土石製品が15.3%となっている。就業者が少ないのは金属製品で8755人、製紙・印刷・出版が3万2329人となっている。

企業当りの就業者数は、金属製品(7.2人)、製紙・印刷・出版(5.9人)の2業種がきわめて高く、これら2業種は中央統計局の分類では小工業に入る。その他の業種はいずれも中央統計局の定義では家内工業に分類され、特に木材製品(2.6人)とサービス(2.6人)は少ない。

③ 付加価値生産額

付加価値生産額は1984年の6兆8839億ルピアから87年には9兆417億ルピ

第14表 付加価値生産額の推移

(単位：100万ルピア)

地域	1984	1985	1986	1987
スマトラ	694,649	832,368	893,348	987,681
ジャワ	5,564,606	6,296,892	6,831,043	7,142,152
西ジャワ	1,504,272	1,784,000	1,859,365	1,915,554
中ジャワ	1,950,113	2,202,020	2,524,993	2,651,243
東ジャワ	1,136,126	1,482,610	1,538,573	1,615,502
カリマンタン	145,273	202,362	242,271	282,800
ヌサトゥンガラ	255,520	277,816	312,076	318,091
スラベシ	191,391	220,055	242,914	268,894
マルク、イリヤンジャヤ	32,513	38,644	41,254	42,087
合計	6,883,952	7,868,137	8,562,906	9,041,705

(出所) 第11表に同じ。

アに、88年には9兆9166億ルピアに増加している。

地域別にみると、ジャワが7兆1422億ルピアで79.0%を占めている。ジャワの中では中ジャワが最大で2兆6512億ルピア、構成比は29.3%となっている。次に西ジャワが1兆9155億ルピアで17.8%である。ジャワ島外では、ス

第15表 業種別に

	企業数(企業)				1984
	1984	1985	1986	1987	
飲食品・タバコ	503,613	535,796	549,608	558,765	1,516,932
繊維・皮革製品	227,706	240,032	241,339	241,785	749,333
木材製品	464,004	490,458	506,331	514,692	1,121,591
製紙・印刷・出版	4,435	4,941	5,194	5,472	25,898
化学製品	17,356	18,346	18,643	18,804	62,212
窯業・土石製品	199,134	211,739	216,974	220,414	739,493
金属工業	990	960	1,150	1,213	7,877
機械・機器	52,511	56,361	58,182	59,603	190,413
その他工業	49,760	51,880	52,869	53,029	151,032
サービス	51,235	54,302	63,557	68,964	136,286
合計	1,570,744	1,664,815	1,713,847	1,742,741	4,701,067

(出所) 第11表に同じ。

マトラが9877億ルピアで10.9%，ヌサトゥンガラが3181億ルピアで3.5%，カリマンタンが2828億ルピアで3.1%，スラベシが2689億ルピアで3.0%となっている。

1987年の付加価値生産額を業種別にみると、飲食品・タバコが最大で2兆8608億ルピアで構成比は31.6%である。次に繊維・衣料品で1兆7821億ルピア、19.7%，木材製品が1兆6582億ルピア、18.3%，窯業・土石製品が1兆1456億ルピア、12.7%となっている。就業者1人当りの付加価値生産額は、全業種平均で164万ルピアとなっている。平均より低い業種は、木材製品が124万ルピア、窯業・土石製品が135万ルピア、サービスが149万ルピア、飲食品・タバコが161万ルピアとなっている。平均に比べ大きな業種は、最大が製紙・印刷・出版の562万ルピアで、続いて化学製品が324万ルピアとなっている。金属製品は218万ルピアで平均よりやや高いだけである。

なお、小規模工業部門の年平均実質成長率は第3次5カ年計画期が8.9%，第4次5カ年計画期が9.5%である⁽⁴⁾。

みた小工業の動向

就業者数(企業)			付加価値生産額(10億ルピア)			
1985	1986	1987	1984	1985	1986	1987
1,719,258	1,746,186	1,772,266	2,136	2,478	2,708	2,861
831,687	859,695	870,317	1,385	1,527	1,689	1,782
1,261,539	1,312,425	1,341,367	1,377	1,522	1,571	1,658
29,256	31,180	32,329	122	146	169	182
69,284	71,379	72,272	176	199	222	234
816,390	840,108	846,306	809	971	1,087	1,146
8,059	8,677	8,755	16	18	19	21
215,712	225,166	231,319	399	477	482	504
162,798	166,934	167,822	279	314	364	385
145,041	171,586	180,107	185	216	252	269
5,259,024	5,433,336	5,522,860	6,884	7,868	8,563	9,042

第16表 業種別にみた、企業当り就業者数と就業者当り付加価値

	企業当りの 就業者数 (人)	就業者当りの 付加価値生産額 (100万 Rp)
飲食品・タバコ	3.1	1.61
繊維・皮革製品	3.6	2.05
木材製品	2.6	1.24
製紙・印刷・出版	5.9	5.62
化学製品	3.8	3.24
窯業・土石製品	3.8	1.35
金属工業	7.2	2.38
金属製品・機械類	3.9	2.18
その他工業	3.2	2.30
サービス	2.6	1.50
合計	3.2	1.64

(出所) 第11表に同じ。

④ 輸出

小規模工業製品の輸出は、1986年が3億2211万ドル、87年が6億1540万ドル、88年は10億1600万ドルと毎年著増している。工業製品輸出に占める比率も86年に7.0%、87年に9.1%、88年31.6%と急速に高まっている。

小規模工業製品の内訳をみると、ハンディクラフトおよび一般が1988年5億6384万ドルで小規模工業の輸出の52.7%を占めている。ハンディクラフトおよびその他一般の輸出が増加したのは87年で前年比3.8倍増となり、衣料品・皮革製品に代わり小規模工業の最大の輸出品となっている。ハンディクラフトおよび一般に続くのは、衣料品・皮革製品で2億5441万ドルとなっており、以下、食料品が1億94万ドル、化学品・建築材料が9680万ドルである。

⑤ 小規模工業の直面する問題点

工業省は小規模工業の直面する問題を次のように整理している。

- (イ) 企業数が膨大で、広大なインドネシア全土に拡散していること。
- (ロ) 大半が通信手段の整備されていない村落に位置していること。
- (ハ) 業種が多様であり、また、同じ業種でも地域により状況が異なっている

こと。

- (ニ)企業家，職人の教育レベルが依然として低いこと。
- (ホ)そのために，経営，技術面の知識，能力に弱点があること。
- (ヘ)小規模工業の近代化に必要な新しい考え方を受け入れることを望まないこと。
- (ト)小さな成果で満足し，より大きな成功を収めるための努力を望まないこと。
- (チ)政策形成に必要なデータの入手が困難なこと。
- (リ)データの提供が税の支払いに影響することの考え方が強いこと。
- (ス)入手したデータも信頼性に問題があること。
- (ル)天然資源を原料とする場合，輸出商品でもあるため，供給が不足することがあること。
- (ヲ)一部の企業しか銀行等金融機関の融資を利用していないこと。多くの企業家が貸付の技術的条件を理解できないこと。
- (ワ)技術が伝統的なものであり，使用している機械機器が単純なものであること。そのため，品質が低く，生産性も低いこと。
- (カ)セントラの所在地のインフラストラクチュアが整備されていないこと。

2. 小規模工業政策の歴史

(1) 1949～65年の小規模工業政策

1949年のオランダからの主権移譲以降，57年までは，ベンテン計画による民族企業による輸入代替工業の育成，数次にわたる経済開発計画の策定と実施が行なわれたが，いずれも成功といえる成果をあげられなかった。特に57年のオランダ企業接収以降は，経済は悪化し，65年には超インフレ，対外債務の増大により経済は破産状態に陥った。小規模工業政策もスミトロ計画は

失敗に終わった。スミトロ計画は51年に発表された緊急経済計画に含まれており小規模工業育成として Induks というセンターを設立し、機材の取得と使用を促進し、技術的ノウハウとマーケット情報を提供するというものである。また、51年には、小規模工業への融資を目的としてバンク・ラヤット (Bank Rakyat) が改組されている。

(2) 1966年以降の小規模工業政策

① 5カ年開発計画にみる小規模工業政策

1974年に小規模工業政策が工業開発計画の中で明確に示されてくるのは第2次5カ年計画以降であり、BIPIK、小規模工業への融資など小規模工業政策の基本的枠組みが作られている。78年には小規模工業総局が設置され、第3次計画が開始された79年にはLIK、UPTの建設が開始されている。

1980年代に入ると、協同組合の育成、養父制度が重視され、公共施設の建設は計画では強調されなくなる。その要因として、石油価格の低下により国庫歳入が減少し、緊縮予算を余儀なくされたこと、その結果としての民間部門への期待の高まり、民間部門の活性化のための規制緩和の実施があげられる。

1) 第1次～第4次5カ年計画

1966年にスタートするスハルト体制下では、69年以降、5カ年開発計画により経済開発が進められている。第4次5カ年開発計画までの各5カ年開発計画における小規模工業政策の概要は次のようなものである。

まず、第1次5カ年開発計画(1969～73年度)では、2万企業以上から構成される、工業部門で最大のセクターである軽工業および伝統工芸部門の中で小規模工業は取り扱われている⁽⁵⁾。この部門は従業員数25人以下の小企業とタバコ、食品、飲料などの大工業も含まれている。問題点は、スペアパーツ、資本、技術ノウハウ、品質不良により生産能力以下の操業状態となり、また、輸入品との競争で不利な状況におかれていることである。税制、輸入

政策、融資などにより事業環境を改善し、軽工業の発展を阻害する規制の緩和を行なう。選択的な拡張投資および新規投資によりリハビリを行なうとともに、第1次計画の目標の達成を支援するような業種の開発の方向を指示するようなプロジェクトを計画する。

伝統工芸部門は、雇用増加、所得増大、民衆の芸術性の開花に寄与する。伝統工芸部門の発展のためには、資本、原料調達、マーケティング、組織化面での問題の克服のための施策が実施される。具体的には、鍛冶屋、木材加工、竹細工、ラタン加工などのInduksに重点をおいて、指導事業を実施するとしている。このように、第1次5カ年計画では大企業を含む軽工業と伝統工芸というカテゴリーに分けられており、小規模工業をトータルにとらえた政策はあらわれていない。

小規模工業が重視されはじめるのは第2次5カ年計画（1974年度～78年度）である⁽⁶⁾。その背景には、1974年1月のジャカルタ反日暴動に直面したスハルト政権が、開発の恩恵から取り残された階層の不满への対応に迫られ、小企業、プリプミなどに対する配慮を政策に反映せざるをえなくなったことがあげられる。

小規模工業政策では、1974年にKIK（小規模企業設備資金制度）、KMKP（小規模運転資金制度）が創設され、BIPIK（小規模工業指導振興事業）が開始されている。また、78年には、工業省に小規模工業総局が設置されている。なお、小規模工業金融およびBIPIKについては後述する。

第2次5カ年計画では、小規模工業育成策として、(イ)奨励措置に関する情報提供、(ロ)資機材および製品の価格に関する情報の提供、(ハ)協同組合などの組織化によるマーケティングの改善と大中工業の必要とする商品の小規模工業による生産、(ニ)適性技術の選択のための研究、(ホ)経営面で進んでいる企業をモデルとする経営の改善があげられている。また、資本に関する問題の解決のために、投資資金融資制度と運転資金融資制度および村落投資融資制度が創設されたことが述べられている。

また、指導、生産設備の提供、融資、マーケティングを総合したパッケー

ジである小規模工業指導振興事業が、第2次計画の第1年次からポテンシャルの最も大きな地域、業種を対象として実施され、段階的に拡張されていく。

税制、関税などの小規模工業に対する優遇措置は継続されるが、生産者の利益と消費者の利益の均衡が考慮される。原料供給の円滑化のために、輸入制度および関税制度において、原料、パーツ、消費財、完成品の関税率に差を設ける。

伝統工芸品のマーケティングを目的として、デンパサール、ジョグジャカルタとジャカルタに伝統工芸品開発マーケティングセンターが設置されているが、原料、品質管理、技術援助なども行なう。

第3次5カ年計画（1979年度～83年度）は、工業政策を平等志向型工業計画と成長志向型工業計画に分けており、小規模工業政策は平等志向型工業計画に含まれている⁽⁷⁾。期間中の1979年には、KK（投資金融）が創設され、小規模工業団地（LIK）の建設、UPT（技術サービスユニット）の設置、政府調達に当たっての小規模工業への優先発注なども79年に開始されている。

第3次計画の小規模工業開発は、(イ)天然資源の利用、(ロ)伝統的技能の発展、(ハ)科学技術の応用、(ニ)協同組合化などの組織化が目的としてあげられている。具体施策としては、ジャワにおける小規模工業センター（PPIK）の設置、郡レベルで1人のTPLの配置、県レベルの指導調整官の設置が示されている。その他、一般サービスセンター、啓蒙センター、販売センター、製造販売センターの設置、ジョグジャカルタの小規模工業団地（LIK）をモデルとしたLIKの各地への設置、技術研修の実施があげられている。

第4次5カ年計画（1984年度～88年度）では、期間中の小規模工業の年平均成長率を3%、5年間の雇用者数を81万5000人と予測している。小規模工業育成策は、指導および説明事業および小規模工業発展プログラムに分けられ、指導および啓蒙事業として次の施策が説明されている⁽⁸⁾。

まず、既存の助成策は継続されるとし、セントラに位置する小規模工業に対し、ソフト、ハード両面の支援が与えられる。そのために、TPLの能力

および人数の増大をはかる。さらに、次のような教育訓練施設を拡充あるいは設立する。(イ)小規模工業情報ユニット、(ロ)教育訓練ユニット、(ハ)小規模工業技術移転ユニット、(ニ)小規模工業デザイン・サービスユニット、(ホ)小規模工業振興ユニット、(ヘ)小規模工業サービスセンター (PPIK) および小規模工業サービスユニット (UPIK)。これらの施設を UPT が補完する。既設の小規模工業団地 (LIK) は、安定強化プログラムの実施により小規模工業の発展を推進する。

小規模工業発展プログラムは、生産増大、品質とマーケティングの改善、協同組合を通じた企業家内の協力、企業家の能力向上などを目的としている。政府各機関、民間企業との協力の推進が進められるとし、特に、国营企業と小規模工業の協力を、原料調達、技術移転、マーケティング、訓練、実験施設の利用の点で継続、強化するとしている。

2) 第5次5カ年計画

現在施行中の第5次5カ年計画 (1989年度～93年度) の小規模工業政策は、計画原文および工業省資料によると次のようにまとめられよう⁹⁾。

開発の方向は、技能、専門技術の向上、生産性向上を生産、マーケティング、融資、研究成果の普及などの面における技術および経営面の指導によって実現することである。これらの施策により、雇用機会と事業機会を拡大し、輸出を増大し、事業を行なう能力と自立性を向上させ、職人と経営者の所得を増加させる。

小規模工業開発の目標は、1事業体 (あるいは1セントラ) 当りの事業規模の拡大であり、それは事業を行なう能力と自立性の向上に伴って実現される。そのために、生産技術指導、研究開発成果の普及、輸出商品開発による事業の拡大、工業の他部門とのリンケージの強化、労働者の専門能力、企業家精神の向上、事業環境の簡素化、融資を受けやすくすること、一貫した材料調達システムとマーケティング情報システムの形成を行なう。

相対的に後進的な地方、遠隔地方、辺境、移住の行なわれる地域での小規模工業開発も継続する。特に、地方の天然資源を利用し、あるいは地方の

マーケットを拡大する可能性のある小規模工業にプライオリティをおく。

セントラの設置と育成により小規模工業を開発するという戦略は継続発展させる。セントラ育成策は、道路、排水、水道、電力などのインフラストラクチャの改善および整備計画と統合した形で進められる。セントラ育成計画は、小規模工業ハンディクラフト協同組合 (KOPINKRA) 育成とも連携して行なわれる。

輸出増大およびリンケージ強化のための養父システムを通じたリンケージの発展も、セントラ、KOPINKRA 育成に続く開発戦略としてあげられている。

計画原文には含まれていないが工業省資料では、次のような目標値が明らかにされている⁰⁰。(イ)年平均実質成長率10%、(ロ)計画最終年の輸出額21億ドル、(ハ)吸収雇用数150万人、(ニ)新規設立企業数23万事業所、(ホ)セントラ増加数2500。

(イ)品質、生産性などの向上を目的とした経営能力と企業家精神および生産技術能力の向上による小規模工業企業家の自立の推進。

(ロ)技術、マーケティング、資源に関する情報、および一般的な産業情報サービスの向上。

(ハ)養父システムあるいはサブコントラクティングシステムによる大工業とのリンケージの発展。

(ニ)UPT, TPLなどの技術サービス支援ファシリティの充実。

(ホ)小規模工業の発展を促進するような事業環境の創出。

(ハ)特に KOPINKRA を利用した協同組合化の実施。

開発プログラムは、主要プログラムと支援プログラムに分けられている。

主要プログラムは次の四つのプログラムから構成されている。

(a) 事業能力向上プログラム

小規模工業の自立的成長、発展能力の向上が目的である。生産性と品質の向上のために次の事業を行なう。(イ)研究、事業・商品プロフィール作成などによる技術開発、(ロ)研究機関との協力による製品多様化、(ハ)キャンペーン、

グループ化などによる品質管理の実施、(ニ)規格化、標準化、(ホ)プロッシャー、カタログ作成による技術情報の普及、(ハ)訓練、皮革研究による技術、技能の向上、(ト)研究成果の普及、(チ)UPT、TPLなどの助成機関、施設の能力向上、特に、養父システムを利用した協力を実施して行なう。(リ)国営企業、民間企業、協同組合の支援、参加によるUPTの機能増強、(ヌ)工業指導員(TPI)の機能強化、(ル)関連政府、民間機関との協力の強化、(ヲ)KOPINKRAの能力向上、関連大企業の株式のKOPINKRAによる取得と養父システムによる発展。

(b) 輸出支援小規模工業開発プログラム

小規模工業製品の輸出を、品質、種類、マーケットの点で拡充するプログラムで、養父システムも利用する。事業は、(イ)国内外における振興活動の活発化、(ロ)情報提供と小規模工業製品の市場確保とプロモーションのための業界団体の協力強化、(ハ)マーケット情報、専門家、訓練を含む二国間および多国間協力、(ニ)原料および製品サンプル、デザインの使用、テストマーケティング、(ホ)マスメディアによる情報提供など。

(c) 養父システム開発プログラム

工業および経済構造の強化において小規模工業の役割を高めることを目的としている。養父システムについては第4節で詳述するので、このプログラムに含まれる次の三つの事業のみを紹介する。(イ)養父システムの実施強化のための活動、例えば小規模企業家と実業家との面談および実施方法、メカニズムの説明、情報提供、(ロ)養父の表彰、優遇による養父システムの奨励、(ハ)データ収集、分析、指導によるモニタリングと管理。

(d) 企業家、専門家開発プログラム

企業家と専門職労働者の創出と育成により、小規模工業の事業能力を向上させることを目的としている。このプログラムに含まれる事業は、(イ)訓練の必要性の把握、(ロ)教育システムの改善、(ハ)UPT マネージャ、TPL、AMT (アチーブメント・モチベーション・トレーニング)、EMD (企業経営開発)の指導員の訓練、などである。

支援プログラムは、(イ)小規模工業の研究開発、(ロ)事業環境の創出と整備と

省庁間の協力，から構成されている。

② その他の主要政策

1) BIPIK (小規模工業指導振興事業)

BIPIKは、1973年の国民協議会で採択された国策大綱で述べられている「経済的に弱いグループの可能性を最大限活用し開発を進める」ための工業省のプロジェクトとして、74年に開始された¹⁰⁾。

BIPIKの目的は、特に経済的に弱いグループの小規模工業企業家が健全に発展し、銀行の融資を利用し返済できるなどあらゆる面で能力を向上させることである。

対象となる業種は、食品、繊維(ATBM即ち手織およびKonpeksi)、建築材料、木材加工、皮革、金属、ゴムおよびゴム製品、伝統工芸品、製塩などである。

BIPIKは、(イ)教育訓練プログラム、(ロ)指導啓蒙プログラム、(ハ)技術および経営助成プログラム、(ニ)振興および情報プログラム、の4プログラムで構成されている。

教育訓練プログラム(DIKLAT)では、工業省の州および県の事務所長および職員の研修を行ない、次に小規模工業指導員の研修を実施する。研修を終了した指導員は、現場で小規模工業企業家の経営、技術面の指導を行なう。産地を形成している小規模工業の場合、工業省本省のチームが指導を行ない、その他の場合は州の工業省事務所が担当する。

1979年の資料によると、このプログラムへの企業家参加要件は、(イ)年齢17～40歳、(ロ)学歴小学校卒あるいは読み書き可能、(ハ)事業経験3年以上、(ニ)企業経営者あるいは所有者、(ホ)プリプミなどとなっている¹¹⁾。

指導啓蒙プログラム(BIMBULUH)では次の事業が実施される。担当者による産地での機器の選択と使用、原料の選択、使用、補完などに関する指導、技術の評価、小規模工業プロフィールの作成と配付、品質維持および規格を満たすための指導と廉価での品質検査、研究開発。このプログラムへの

参加要件はDIKLAT とほぼ同じだが、DIKLAT 参加者を優先している。このプログラムの担当者は、TPL、工業省職員、高等教育施設の教師、国立銀行スタッフなどである。

技術および経営助成プログラム (BTPP) は、品質の優れたサンプル、単純な機械あるいは生産性の高い器具を小規模工業企業家に紹介、供与する事業および企業管理面での支援、の二つの事業を含んでいる。経営助成では、簿記、経理、原料と労働者の利用、原料の保管、協同組合との協力などに関し指導が行なわれる。プログラム参加に当たっては、協同組合、業界団体などが形成されている業種であること。機器を必要とし使用する能力があることが重視される。

機械器具の供与は、(イ)BIPIK プロジェクトにより建設された施設内に設置し協同利用する、(ロ)個人あるいはグループに貸与する、(ハ)低利融資あるいは低価格で企業家が購入する、の三つの形態がある。

振興および情報プログラム (PROMIN) は、次の事業を実施する。(イ)展示会への参加および出版による小規模工業製品のプロモーションとマーケット情報の提供、(ロ)技術情報の提供、(ハ)機械器具に関する情報の提供と使用のプロモーション、(ニ)関連施設、ファシリティに関する情報の提供、(ホ)新聞、リーフレットなどによるサブコントラクティングの推進。

2) LIK (小規模工業団地)

LIK は、第3次5カ年計画の小規模工業育成政策の最重点施策と評価され、計画期間中に75カ所、1990年までに200カ所の建設が計画されているとされている⁹³。

LIK は、一般に面積が5～10ヘクタール、共同利用施設、入居企業用の土地、建物から構成されている。LIK の開発は1980年度から開始されているが、82年時点で稼働中あるいは建設中の LIK は10カ所となっている。

3) KIK, KMKP

小規模企業向け金融として1974年から90年まで実施されてきた制度が、KIK (Kredit Investasi Kecil, 小規模企業設備資金制度) と KMKP (Kredit

Modal Kerja Permanen, 小規模企業運転資金制度)である。小規模企業も利用できる制度として、69年にKIB (Kredit Investasi Biasa, 通常投資資金制度)が導入されていた。KIBは貸出期間最長15年、金利年率10.5~13.5%であったが、プロジェクト費用の25%の自己出資と申請者によるフィージビリティ・レポートが必要とされるなど小規模企業には条件が厳しく、利用者は大中企業および国営企業だった⁶⁴。

このような背景から小規模企業が利用可能な制度としてKIK, KMKPは1974年に導入された。自己出資は必要なく、担保は不要でプロジェクトのフィージビリティが貸出認可の評価対象となっている。貸出条件は、KIKが貸出期間最長10年、金利年率12%、貸出限度額1000万ルピア、KMKPが貸出期間最長4年、金利年率15%、貸出限度額500万ルピアとなっていた。対象企業は、資本金(居住用土地建物を除いた総資産から総負債を除いた額)が2000万ルピア以下でプリブミであることとなっていた。

KIK, KMKPはバンク・インドネシアの融資部が信用計画, 監査部が制度運営を統括しており、取扱いは国立商業銀行, 開発銀行および民間銀行が行なっている。バンク・インドネシアは取扱い銀行に対し、KIKは融資額の80%を金利年率3%で、KMKPは同じく75%を金利年率4%でリファイナンスしている。無担保融資のため、1971年に設立された国営信用保険会社PT ASKRINDOが保険料率3%で75%のリスクをカバーする信用保険を自動的に付保する。

中央銀行は、世界銀行(以下、世銀)の協力により1978年よりSEDPI (Small Enterprise Development Program), 81年よりSEDP IIが実施されている。

SEDPIは、中部ジャワ、東部ジャワ、西スマトラにおけるKIK, KMKPの質的、量的な改善を目的としており、融資資金7100万ドル(うち世銀出資額3380万ドル)、技術協力900万ドル(同600万ドル)の合計8000万ドルのプロジェクトである。SEDPIの実施のために、バンク・インドネシア本店にCPMU (Central Project Management Unit), バンク・インドネシアの州レベ

ルの支店に RUMU (Regional Project Management Unit) が設置されている。SEDPI では取扱い銀行のスタッフの訓練, KIK, KMKP に関する調査研究が行なわれた。

1981年から実施された SEDP II は、実施地域を27州、特別地域に拡大している。規模は融資資金 (KIK) が5億5840万ドル (世銀出資額2億2340万ドル)、技術協力4041万ドル (同1378万ドル)、小規模工業支援サービス650万ドル (同500万ドル) の合計6億531万ドル (同2億4218万ドル) である。技術協力は、取扱い銀行の合計1000支店以上のローン・オフィサーの訓練、バンク・インドネシア本店およびRPMUへのコンサルタントの派遣、調査が主な内容であり、小規模工業支援サービスはUNIDO, UNDPと協力し、経営、マーケット、技術面の協力を行なうものであり、機械機器、訓練用事務機器の購入が計画されている。

SEDP II を受け継いだ SMIEP (Small and Medium Industrial Enterprise Project) は中小企業を金融、技術の両面から支援するプログラムであり、総資産が3億ルピア以上6億ルピア以下に中企業も対象となっている。

小規模企業は総資産3億ルピアと規定されており、KIK, KMKP が利用できる。一方、中企業は金利年率15%のKI (設備資金)、KMK (運転資金) の利用が可能である。

技術援助は、13カ所のRPMUに派遣されているコンサルタント (農業、工業、金融) による指導が中心である。

1989年時点でのKIK, KMKPの貸出条件は次のとおりである。貸出限度額1500万ルピア、金利12%、貸出期間KIK最長8年、KMKP最長5年、PTASKRINDOの信用保険が付保 (70%のリスクをカバー、保険料率6%)、担保は不要。

なお、1990年1月29日に発表された金融改革により、KIK, KMKPの新規給与が停止された⁹⁵。中小企業に対しては、外国銀行との合併銀行を例外として融資金額の20%以上を中小企業向けとすることが要請されている。なお、中小企業金融は1社当たり総資産が6億ルピア以下、1社当たりの貸出額が2億

ルピア以下と規定されている。金利は、従来の12%から市場実勢レートとなり、また PT ASDRINDO の信用保険は自動的に付保されない。したがって、中小企業資金調達コストは上昇し、担保に対する要求が厳しくなる。

3. 小規模工業政策の実態

(1) 行政機構

小規模工業政策実施の主体は、1978年に工業省に設置された小規模工業総局である。小規模工業総局は、総務局、化学、建築材料局、ハンディクラフト・一般工業局、金属工業局から構成され、職員数は709人（1987/88年）である。各局には、4ないし5の課が設けられている。

開発予算が配賦されるプロジェクトベースでは、中央および27州、特別区での BIPIK プロジェクトおよび小規模工業調査プロジェクト、国際機関、海外援助機関との共同プロジェクトである小規模工業インフラ整備開発プログラム（PSP2-1K）、簡易標準化工作機械プロジェクト（MPSS）、婦人の役割振興プロジェクト（P2W-1K）が実施されている。

産地における政策実施のために、UPT（技術サービスユニット）が152施設、TPL（小規模工業指導員）923人が配置されている。予算は39億5238万ルピア（1987/88年度）である。

工業省以外の小規模工業政策関係機関は、バンク・インドネシア（金融政策）、輸出振興庁（輸出振興）、農業省、林業省（原料供給）、労働省（労働政策）、内務省（地方における政策の実施）、協同組合省（KOPINKRA 育成）などである。

(2) 現行の政策体系とその実態

現行の小規模工業政策は、組織化政策、労働政策、診断・指導政策、取引条件の適性化政策、金融政策などに整理できる。

① 組織化政策

組織化政策は、セントラおよびKOPINKRAの育成があげられる。

セントラ (Sentra) の育成は、第1次5カ年計画計画時から実施されており、特に、第4次5カ年計画期にセントラの数が急速に増加している。1988年のセントラ数は6092となっており、地域別にはジャワが2511で最も多く、

第17表 セントラの推移

(単位：数)

地 域	1984	1985	1986	1987	1988
スマトラ	351	424	717	970	1,306
ジャワ	452	529	1,368	1,857	2,511
カリマンタン	115	144	228	329	455
ヌサトゥンガラ	141	173	469	689	890
スラベシ	187	211	422	614	747
マルク・イリヤンジャヤ	76	81	109	152	183
合 計	1,322	1,562	3,313	4,611	6,092

(出所) 第11表に同じ。

第18表 セントラの地域別業種別内訳 (1987年)

地 域	食料品	衣料品	化学品 建築材料	ハンディ クラフト	金 属	合 計
スマトラ	256	187	179	234	114	970
ジャワ	521	388	364	363	221	1,857
カリマンタン	111	40	54	87	37	329
ヌサトゥンガラ	148	185	120	184	52	689
スラベシ	196	125	135	100	58	614
マルク・イリヤンジャヤ	52	16	41	27	16	152
合 計	1,284	941	893	995	498	4,611

(出所) 第11表に同じ。

第19表 KOPINKRAの地域別分布と業種内訳（1987年）

地 域	食料品	衣 料 品 皮革製品	化 学 品 建築材料	ハンディ クラフト ・ 一 般	金 属	その他 諸工業	合 計
ア チ エ	1	6	4	2	2	0	15
北 ス マ ト ラ	20	15	8	21	9	0	73
ジャカルタ	4	10	6	2	5	0	27
西 ジャ ワ	36	16	15	17	28	2	114
中 ジャ ワ	48	37	19	24	19	0	147
ジョクジャカルタ	21	17	19	20	7	0	84
東 ジャ ワ	35	31	30	8	18	11	133
バ リ	24	64	17	57	13	0	175
西カリマンタン	5	2	2	6	5	0	20
東カリマンタン	3	6	10	7	6	3	35
南 ス ラ ベ シ	29	28	29	21	11	0	118
北 ス ラ ベ シ	9	6	11	19	6	6	57
中 ス ラ ベ シ	5	2	6	6	2	0	21
合 計	240	240	176	210	131	22	1,019

（出所）第11表に同じ。

全国の41.2%を占めているが、小規模工業企業の分布比率に比べると小さくなっている。

1987年のセントラの業種別内訳をみると、食料品が最も多く、1284で27.8%、続いてハンディクラフトおよび一般工業が995で21.5%である。

KOPINKRA（小規模工業協同組合）は、第5次5カ年計画では、セントラを発展させKOPINKRAを組織するという位置づけがされている。KOPINKRAの組織化は、工業省、協同組合省、労働省の合同決定に基づいており、1988年には全国で1019組合が組織されている。

地域別にみると、KOPINKRAが組織されているのは13州（特別区を含む）にすぎず、その中では、ジャワが505で全国の49.6%を占めている。州別にみると、バリが最も多く175となっており、組織化が進んでいることを示している。

業種別には、食料品と衣料品・皮革製品が240組合、ハンディクラフトおよび一般が210組合となっている。

KOPINKRA の機能は、組合員のためのマーケティング、原料の共同調達、技術・生産工程の指導、資金調達などである。

② 労働政策

労働政策は、企業家に対する能力開発として AMT (アチーブメント・モチベーション・トレーニング) と EMD (企業経営開発) という教育訓練プログラムが実施されている。AMT/EMD プログラムに対する参加者は、第4次5カ年計画終了時点で8600人であり、1988年の企業数171万3820と比べると0.5%にすぎない。

企業家および職人に対しては、技術訓練が実施されている。技術訓練への参加者は2万5580人で、小規模工業の就業者数の0.4%にすぎない。参加者数を業種別にみると、飲食品・タバコが7123人で全体の27.8%、衣料品・皮革製品が5541人で21.7%、木材製品が3769人で14.7%、窯業・土石製品が3038人で11.9%、金属製品が2670人で10.8%、その他が3349人で13.1%となっている。

KOPINKRA のマネージャーに対する訓練および UPT のマネージャーやオペレーターなど指導員、計画行政担当官に対する指導訓練も行なわれている。

③ 診断・指導政策

診断・指導政策は、技術サービスユニット (UPT) の設置と指導員 (TPL) の配置が主な施策である。

UPT はセントラの企業家に対する援助を行なうことにより、セントラの実展を支援することを目的としている。UPT は BIPIK 実施の拠点とされており、必要な機械・機器が設置されている。1988年のセントラ数は152で、地域別にはジャワが77カ所と最大で50.7%を占めている。スマトラも41と多く27.0%となっている。業種別にみると、金属工業が最大で45カ所で29.6%、衣料品・皮革製品が42カ所で27.6%である。UPT は機能の状況により三つ

第20表 UPTの地域別、業種別分布 (1988年)

地 域	食料品	衣 料 品 皮革製品	化 学 品 建築材料	ハンディ クラフト ・一般	金属工業	合 計
ス マ ト ラ	2	7	12	8	12	41
北 ス マ ト ラ	0	1	3	3	1	8
ジ ャ ワ	4	28	10	9	26	77
ジ ャ カ ル タ	0	6	0	—	2	8
西 ジ ャ ワ	1	5	3	2	4	15
中 ジ ャ ワ	1	6	2	3	9	21
ジョクジャカルタ	1	1	0	1	3	6
東 ジ ャ ワ	1	10	5	3	8	27
カリマンタン	0	2	1	2	1	6
ヌサトゥンガラ	1	3	0	4	3	11
バ リ	0	1	0	3	1	5
ス ラ ベ シ	6	2	3	2	3	16
南 ス ラ ベ シ	2	1	1	0	3	7
マルク・イリヤンジャヤ	1	0	0	0	0	1
合 計	14	42	26	25	45	152

(出所) 第11表に同じ。

の категорияに分けられている。カテゴリーⅠは機械機器が故障しており閉鎖が予定されているもの、あるいは機械機器が企業家により所有されているもので、政府の補助金が支払われていない。このカテゴリーには50UPTが含まれている。カテゴリーⅡは政府の100%補助金により運営されているもので56UPTとなっている。カテゴリーⅢは、政府が一部補助しているUPTで46となっている。

UPTはLIKにも設置されている。1987/88年度現在でLIKは16カ所となっている。

TPLは1979年から配置されており、小規模工業企業を現場で指導しており、モティベーター、イノベーター、コミュニケーターの三つの機能が期待されている。

TPLの総数は1987年度で923人であり、地域別にはジャワが46.9%を占めている。TPLは予算不足のため増員が難しく、また、TPLが工業省の職員

第21表 TPL の地域別分布 (1987/88年度)

ス	マ	ト	ラ	160						
北	ス	マ	ト	ラ	34					
ジ		ャ		ワ	428					
ジ	ャ	カ	ル	タ	39					
西	ジ	ャ		ワ	85					
中	ジ	ャ		ワ	115					
ジョ	ク	ジ	ャ	カ	ル	タ	25			
東	ジ	ャ		ワ	164					
カ	リ	マ	ン	タ	ン	51				
ヌ	サ	ト	ウ	ン	ガ	ラ	61			
バ						リ	51			
ス	ラ					ベ	シ	151		
南	ス	ラ				ベ	シ	98		
マル	ク	・	イ	リ	ヤ	ン	ジ	ャ	ヤ	21
合									計	923

(出所) 第11表と同じ。

になる事例が多いため TPL 数の維持が問題となっている。TPL 以外には、規格標準化の指導員 (PPSIK) が17州に209名、企業診断員が同じく17州に72名、評価担当員が40名、訓練計画担当員が55名、育成戦略立案・実施担当員が28名、GKM 担当員が71名となっている。

④ 取引条件の適正化政策

取引条件の適正化政策は、小規模工業に対する業種の留保があげられる。現在、食料品30商品、衣料品・皮革製品16商品、化学品・建築材料9商品、ハンディクラフトおよび一般工業が49商品、輸送機器・サービス38商品の合計142商品が小規模工業に対して留保されている。投資政策の面では、1989年の大統領令第21号により35業種への投資が小規模工業(投資調整庁定義)に対して留保されている。また、需要サイドからは工業省関連の国営企業は小規模工業からの備品の購入を義務づけられている。さらに、84年大統領令第29号により、官公需の発注に際し、経済的に弱いグループへの発注を優先することが決められている。

その他、工業省で実施している政策には、規格、標準化の整備、養父制度による小規模工業育成がある。

工業規格は、1988年時点で593商品に関しインドネシア工業規格（SII）が設けられている。小規模工業に対する SII の普及（PPSIK）のために209人が指導に当たっている。

⑤ 金融政策

金融政策では、中央銀行による制度融資として小規模企業設備資金（KIK）と小規模企業運転資金制度（KMKP）が1974年より実施されている。88年時点で、工業部門向けの KIK は融資件数 3 万 6120 件、融資額 1637 億 5800 万ルピア、KMKP は同じく 23 万 7342 件、4316 億 8200 万ルピアとなっている。

KIK と KMKP は、1990年1月の金融改革により新規受付が停止されている。

税制面では、新企業設立推進のための所得税、再投資税の優遇措置と付加価値税の非課税対象企業の認知を受けることができる。

4. 養父制度の概要

(1) リンケージプログラムの概要

養父制度（Sistem Bapak Angkat）は第3次5カ年計画期に開始されており、現在の制度の概要は工業省によると次のようなものである⁹⁸。

同制度は、工業省がプライオリティを置いている政策の一つである垂直的・水平的リンケージ（Keterkaitan）の強化と深化のための政策として位置づけられている。リンケージは、工業部門の企業間あるいは工業と他産業の企業との生産およびマーケティングにおける協力システムと定義されている。

リンケージプログラムの目的は産業構造の深化と強化であり、それにより製造業が経済構造の骨格となり、開発を促進し、付加価値生産と雇用創出に積極的役割を果たすことが期待されている。さらに、小工業の最大の問題であるマーケティングの弱さの克服、技術移転の推進、新技術の普及、事業能力の向上などが目的とされている。

リンケージプログラムの最終目的は、インドネシアの工業の自立性の強化あるいは対外依存の減少であり、資本面で高度に自立させ、工業製品の輸出能力を高めることである。

工業部門のリンケージは次のように整理されている。

- (イ)小規模工業と上流部門（基礎工業）および下流部門（諸工業）とのリンケージ。産業構造の深化と強化および工業部門の付加価値の増大を目的とする。
- (ロ)小規模工業企業と大中工業企業のリンケージ。企業活動の1社への集中を防止し、事業機会を公平化する。
- (ハ)小規模工業と農業、鉱業、林業、通信、商業などの他産業および移住事業とのリンケージ。付加価値の増大と就業機会の公平化が目的である。
- (ニ)地方間の小規模工業のリンケージ。地方の資源の利用。

リンケージプログラムの実施モデルは次のようなものである。

- ・輸出業者間、輸出生産者と職人間のリンケージ
- ・商業部門と職人の間、即ち、大規模商店、中規模商店、スーパーマーケット、ホテル、個人間のリンケージ
- ・大工業、中工業、小工業間のリンケージ
- ・小規模工業と他の経済部門のリンケージ

小規模工業の限界を考慮して、リンケージプログラムは養父制度を通じて実施されている。

(2) 養父制度の概要

養父制度は、養父と養子としてのセントラの間に、経済的社会的な相互関係を創設することにより、小規模工業を創設、発展させることを目的としている。

養父制度においては、次のような援助を小規模工業に対して与える。

- (イ)企業の操業のために自社が使用する目的であるいは販売または輸出のために再販売するために、小規模工業製品を現金で購入すること
- (ロ)原料の調達
- (ハ)生産物の加工
- (ニ)流通、情報提供、マーケティング
- (ホ)技術指導、教育訓練により小規模工業の自律的發展能力の育成
- (ヘ)外注生産システムの利用のために小規模工業に機会を与えること
- (ト)小規模工業が利用できる近代的セントラの創設
- (チ)製品の生産量と品質の向上を目的として小規模工業が利用できる UPT (技術サービスユニット) を創設すること
- (リ)養父の所有しているワークショップ、品質検査ラボラトリアムなどのファシリティの利用機会を小規模工業に与えること
- (ヌ)養子としての小規模工業により生産される工業製品を部品として利用するような協力関係の樹立

(3) 養父制度の形成

小規模工業の直通する最大の問題は、マーケティングである。個々の企業は、供給能力の不足、製品の品質の不均一、市場の要求の変化に対し対応が遅いこと、デザインや技能の面で魅力が不足しているなどの問題を有している。また、製品の販売が流通業者に過度に依存していること、市場が地方に限定されていることなどの外部的問題にも直面している。こうした問題のた

め、小規模工業の企業家や職人は発展が困難となっている。

マーケティングに係わる問題の解決のために、次のような三つのタイプの養父制度が形成されている。

① マーケティング・商業リンケージ (PKD)

国内市場あるいは輸出市場で販売するために養父が小規模工業製品を購入するベンダー制度で、次のようなタイプがある。

(イ) マーケティングリンケージ

養父の主な活動は小規模工業製品の購入と販売である。小規模工業に対しては次のような援助が行なわれる。

マーケット情報の提供、デザイン面の協力、生産工程の指導、財務あるいは金融面の援助あるいは借入れ保証

このタイプの協力は、ハンディクラフトに対する PT SARINAH、靴に対する PT SEPATU BATA、ラタンおよび竹製品に対する PT SULTAN AGUNG CRAFT により実施されている。

(ロ) マーケットおよび創設リンケージ

このタイプのリンケージは、原材料の調達からマーケティングまでの援助を含んでいる。小規模工業製品の購入、販売に加え、次のような生産工程に対する一貫した援助を与える。

原材料の供給、製品のデザイン、生産工程の指導、機械機器に関する援助、運転資本に関する援助

原料が農業部門から得られる場合、次のような援助が与えられる。

種の供給、土地に適合した技術指導、肥料と殺虫剤の援助、栽培指導

このタイプの協力の例は、刺繍製品に対する PT SANDANG I、エレクトロニクス製品に対する PT NATIONAL GOBEL、パティックに対する PT BATIK KERIS、二輪車部品に対する PT FEDERAL MOTOR などである。

② 操業に必要な物資の供給リンケージ

養父は小規模工業から、自社で使用するために小規模工業の製品を購入する。このタイプでは、養父は、工業、農園、サービス業に属しており、次のような援助を行なう。

原料、中間財の調達、部品、コンポーネント調達、作業用具の調達、作業着の調達、事務所・家庭用の機器の調達、建設資材の調達、機器の修理
このタイプの協力の例は、工業省関連の50の国営企業およびいくつかの民間企業により行なわれている。

小規模工業が供給する商品は次のような分類がされている。

- (イ)衣料および備品 (作業着、作業靴など)
- (ロ)作業用具 (工具類)
- (ハ)事務機器、家庭用品 (机など)
- (ニ)建築木材、部品 (かわらなど)
- (ホ)機械・機器部品 (ボルトナット、ゴムパッキングなど)
- (ヘ)サービス、修理 (機械の洗浄など)

③ サブコントラクトリンケージ

このタイプの養父は、機械・機器、工場、輸送機器工場、エレクトロニクス工場などで、金属、ゴム・プラスチック製のコンポーネントを小規模工業から購入する。

このリンケージは、PT BARATA INDONESIA, PT BOMA STORK などの工業省関係の国営企業、PT YANMAR INDONESIA, PT KUBOTA INDONESIA, PT FEDERAL MOTOR, PT ASTRA MOTOR, PT NATIONAL GOBEL などの民間企業が実施している。

工業省は、養父制度を推進している企業、個人、団体、グループなどに対し Upakarti という大統領表彰 (Upakartiの表彰は1985年に16件、86年31件、87年に53件が行なわれている) を行なっている。

養父制度の実施手続きは、養父の候補企業が工業省の地方事務所 (Kanwil あるいは Kandep) にコンタクトし、同地方あるいはその他の地域の小規模

工業セントラを養子として決定することから始まる。次に、養父はセントラを訪問し、供給能力、品質、UPT、KOPINKRA、TPL などセントラの有するファシリティに関し、情報を入手する。

セントラの生産能力、問題等を把握してから、養父は小規模工業に対する援助の内容を決定する。養父制度を実施している養父は、開始後3年間は、工業省地方事務所（KanwilあるいはKandep）および小規模工業総局に対し定期的に実施状況に関し報告を行なう。

(4) 実施状況

養父制度の実行額を国営企業についてみると1985年は国営企業38社により241億ルピアとなっている。国営企業の業種をみると肥料が最も多く70億ルピア、機械が47億ルピア、製紙が26億ルピアとなっている。86年は、国営企業48社により347億ルピアが実施されている。業種はやはり肥料が最も多く8社で106億ルピア、続いて、機械が5社53億ルピア、セメントが5社46億ルピアである。87年は、国営企業56社により652億ルピアが実行されている。業種別にみると肥料が最も大きく5社で134億ルピア、機械が5社で109億ルピア、繊維が5社91億ルピア、鉄鋼が2社90億ルピアとなっている。

なお、民間企業も含めた実施額は、サブコントラクトリンケージでは金属、機械工業において1986年までの累計額が養父10社により小規模工業345社に対し実施されている。バンダーリンケージは、87年までの累計が56社により652億ルピアとなっている。

養父制度の問題点は次のようなものがあげられている。

- (イ) 発注額が小さく、オーバーヘッドコストが高くなる（金型を使用する場合）。
- (ロ) 小規模工業およびUPTの所有する機械・設備が能力不足で、発注者の要求する品質、スペックに応じられない。
- (ハ) 技術および教育的背景にギャップがあり、新製品開発に必要な学習の費

第22表 国営企業による養父制度の実施状況

(実施額の単位：100 万ルピア)

国営企業の業種	1985		1986		1987	
	企業数	実施額	企業数	実施額	企業数	実施額
肥料	6	7,072	8	10,586	5	13,419
セメント	4	1,674	5	4,581	7	6,036
鉄鋼	1	1,778	2	3,563	2	9,016
繊維	5	1,876	5	1,595	5	9,102
製紙	5	2,613	5	3,041	5	3,032
諸工業	3	943	5	2,137	7	3,961
工業用ガス	1	93	2	521	2	1,350
輸送機器	2	1,106	2	1,344	2	1,131
機械	3	4,705	5	5,293	5	10,918
造船・ドック	6	1,458	6	1,456	6	4,110
デザイン・設備	1	324	1	300	3	1,735
サービス	1	487	2	330	4	1,355
計	38	24,129	48	34,747	53	65,165

(出所) Departemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil*, 1989; *Laporan Kegiatan Direktorat Jenderal Industri Kecil*.

用が高く、小規模工業に負担となっている。

(ニ) 図面による発注が増大し、サンプルによる発注が減少し、製品が正確さで欠けるようになり、不良品として拒絶される率が増大していること。

(ホ) 新製品の生産が施策ベースで行なわれ、納期が遅れること。

(ハ) 決済期間が長すぎ、小規模工業の資金状況が悪化すること。

(ト) 1000万ルピアを超える発注があると小規模工業の資金状況が悪化すること。

(チ) 原材料についての問題。質が良く、低廉な原材料の入手は他の企業との競合となり、適正価格でのマーケットの入手が困難となる。

今後の課題としては、次のような事項があげられている。

(イ) 小規模工業と養父の間の技術ギャップを埋める機能をもつ機関あるいは組織の必要性。この機関・組織は設計、エンジニアリング、工程の設計を行ない、小規模工業が多額の学習のための出費を行なう必要をなくす。

- (ロ)養父と小規模工業間の情報交換を行ない、養父の要求と小規模工業の能力を理解する。
- (ハ)図面を読み取る能力、原料・工程に関する知識を習得することが必要である。
- (ニ)養父企業による原材料の供給が望ましい。
- (ホ)小規模企業が大量の注文を受注できるようにするために、金融機関が融資スキームに関して、小規模工業に協力することが必要である。
- (ヘ)精油に関する農業省のように関連公設機関の小規模工業に対する協力が必要。

(5) 日系企業による実施状況

小規模工業総局によると、金属および電気製品工業における日系進出企業からの小規模工業に対する発注額は50億ルピアに達している⁹⁹。

日系企業の場合、下請を利用している理由は、政府の国産化計画により国産品の利用が強制されること、1985年9月以降の円高による日本からの部品調達のコスト増があげられる。

日系企業からみたインドネシアの下請制度の特徴と問題点は次のようなものである⁹⁸。

- (イ)政府の国産化計画などにより技術基盤がないのに外注ニーズが発生し、日本のように自由競争下の下請外注管理ができない。
- (ロ)親企業と下請企業の関係がドライで1回の取引が終了すると信頼関係が終了するという不安がある。
- (ハ)下請企業例が長期安定取引を行なおうという意思が少なく、1回ごとの取引で損益バランスをとろうとし、多額の前払金(20~40%)を要求されることもある。また、自社の条件に固執し、条件が合わない取引を中止する傾向がある。
- (ニ)親企業側からみると、育成してきた下請に逃げられると他に転注先がな

- く、要求をのまざるを得ないことが多い。
- (ホ)下請の絶対数と業種が少なく、下請側の売り手市場となっている。
- (ヘ)下請企業の生産管理能力が乏しく、親企業が下請企業の生産管理を代行している。
- (ト)親企業と下請企業間の交流が未発達。
- (チ)納期、長期供給の保証がなく、不良品の発生が多い。
- (リ)前身が修理工場であるケースが多く、大量発注してもコストを下げない。
- (ヌ)下請企業数が少ないための2社手配、比較見積により有利なところへ発注ができない。

下請企業に対する支援は、技術指導、長期契約、経営指導、人材派遣などが多く、その他、検査機器等の貸与、原材料支給、などに加え海外へ派遣しての研修を行なっている例もある。一方、下請会社は日系企業に対しては、納期に対する要求が厳しいとしているが、支払条件や技術指導、下請企業育成の努力については高く評価している。

おわりに

(1) 小規模工業政策の評価

インドネシアの小規模工業政策の実態と効果を現地調査をふまえて評価を行なった調査、研究はきわめて少ないと思われる。その理由は、インドネシアの地理的な広大さと交通・通信手段の未整備、家内工業を含めた企業の膨大なこと、企業リストなど基礎データが整備されていないこと、である。

日本の中小企業白書のような資料は発表されておらず、工業省の資料は一般には入手が容易ではない。また、5カ年計画のレビューは具体性に乏しい。小規模工業総局の報告書は分析が一貫しておらず、例えば1987年版では、BIPIKの現状、LIKの現状について言及されていないため、70年代に重点

を置かれた施策の現状の把握は困難である。

一方、日本の研究者あるいは調査団による調査は、現地調査で訪問できる企業、施設が標本数に比べきわめて小さく、また、地域的な偏りがあるという問題がある⁹⁹。比較的多数の企業調査を実施した事例は三平則夫「インドネシアの中小企業」であり、ジャカルタ、西ジャワ、中ジャワ、東ジャワ、スマトラ、カリマンタンの277企業をカバーしている。それによると、何らかの優遇措置を受けた企業は回答企業253社中148社で58%となっている。その内容をみると、融資が84社、33%、情報提供60社、24%、免税51社、20%、原材料調達49社、19%、流通支援38社、15%、技術訓練30社、12%となっている。

小規模工業政策全般については、(イ)総論的で具体性に欠ける、(ロ)中規模企業政策が欠如している、(ハ)他省庁との調整、協力が不十分、などの点が指摘されている¹⁰⁰。工業省の担当官レベルでは予算不足を最大の問題として指摘することが多い。

個別プロジェクトについて筆者の経験では、1989年に訪問したジョクジャカルタのLIKでは80年の入居企業32企業のうち89年時点で操業しているのは7企業のみという状況であった。また、メダンの工業省の繊維工業研究所は検査機器のほとんどすべてが故障していた。すべての施設を訪問してはいたないため一般化はできないが、訪問したLIK、UPTおよび研究所は活動が活発とはいえない状態で、工業省担当官によると予算不足が最大の原因とのことであった。

KIK、KMKPについては、貸倒れ率が高い、取扱い銀行の負担が大きい、目的どおりに使用されていない、などが指摘されている。

(2) 小規模工業政策の方向

1990年1月の金融改革によりKIK、KMKPが廃止されたことは、インドネシアの現行の小規模工業政策の方向性を示唆しているといえよう。総貸出

額の20%を中小企業向けとするというガイドラインはあるが、金利が高くなり、信用保険が自動的に付保されなくなるため、企業の業績、担保力により受信能力に差が開くものとみられる。この措置は小規模工業政策が「社会政策」的色彩を薄め、マーケットメカニズムを活用する方向に進みつつあることを示しているといえよう。

レプリタVにおける養父制度や共同組合の強調も、政府の直接的関与および投資から民間部門が活用への転換と評価できよう。こうした方向転換の背景には、1983年以降の構造調整政策の実施があることが指摘できる。

インドネシア経済は、1980年を底に着実に回復しており、89年には7.4%とオイルブーム時に匹敵する成長を記録した。好況の進展の中で、格差の拡大に対する批判が報じられるようになり、協同組合に対するコングロマリットの株式25%売却など批判に対応した政策が90年に入り発表されている。小規模工業は、雇用、地方開発などで経済開発において大きな役割を果たすことが期待されており、格差是正を志向する政策が打ち出されてきた状況において、今後も小規模工業政策が「社会政策」的要素を薄めていくのか注目される。

注(1) 三平則夫「インドネシアの中小企業」(「発展途上国中小企業研究報告書」第一分冊, アジア経済研究所, 1986年), 165~167ページ。

(2) 三平則夫, 同上書, 167~170ページ。

(3) 次の工業省資料を使用した。

Departemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil, Laporan Kegiatan Direktorat Jenderal Tahun 1987/88*, 1989.

Departemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil, Rencana Pembangunan Lima Tahun Kelompok Industri Kecil*, 1989.

(4) Departemen Perindustrian, *Rencana Pembangunan Lima Tahun Kelima, Sektor Industri Buku II*, 1990, p. 65.

(5) Departemen Penerangan, *Rentjana Pembangunan Lima Tahun 1969/70-1973/74*, 1968, Buku II B, pp. 44~47.

(6) Departemen Penerangan, *Rencana Pembangunan Lima Tahun Kedua 1974/75-1978/79*, Buku II, 1974, pp. 214~217.

- (7) Departemen Penerangan, *Rencana Pembangunan Lima Tahun Ketiga 1979/80-1983/84*, pp. 10-36~10-41.
- (8) Departemen Penerangan, *Rencana Pembangunan Lima Tahun Keempat 1984/85-1985/89*, II, pp. 74~78.
- (9) Departemen Penerangan, *Rencana Pembangunan Lima Tahun Kelima 1989/90-1993/94*, II, pp. 91~99.
- (10) Departemen Perindustrian, *Rencana Pembangunan ……*, *op. cit.*, p. 66.
- (11) BIPIK の開始時概要については, Departemen Perindustrian, *Proyek Bimbingan Dan Pengembangan Industri Kecil*, 1975, を参照。
- (12) Proyek BIPIK Departemen Perindustrian Bekerja Sama Dengan Lembaga Penelitian Pendidikan Dan Penerangan Ekonomi Dan Sisial, Laporan Hasil Penelitian Evaluasi Fungsional Program BIPIK Di 7 Daerah, 1979.
- (13) 国際開発センター「インドネシアの中小工業開発に関する調査」, 1983年, 32~33ページ。
- (14) 創設時の KIK, KMKP については, World Bank, *INDONESIA. Second Small Enterprises Development Project*, 1981 を参照。
- (15) Bank Indonesia, *The Development of Credit System to Promote Sustainable and to Create Equitable Developments*, 1990.
- (16) Departemen Perindustrian, *Direktorat Jenderal Industri Kecil, Pedoman Kerjasama Keterkaitan Sistem Bapak Angkat*, 1988.
- (17) 北端辰昭「インドネシアの自動車, 家電, 電力計, ディーゼルエンジン業界における親企業と下請企業間の取引状況について」, 小規模工業総局, 国際協力事業団, 1988年, 59ページ。
- (18) 北端辰昭「親企業と下請企業間の取引状況について——電機, 機械, 金属加工業をケーススタディとして——」, 小規模工業総局, 国際協力事業団, 1988年, 21~23ページ。
- (19) 例えば, 国際開発センター「インドネシアの中小工業開発に関する調査」, 1982年では11社の中小企業訪問を行なっている。
- (20) 日本貿易振興会「インドネシアにおける中小企業の育成策」, 1982年, および関係者からの聞き取り調査。